

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和6年12月25日第17回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・森山昭市・中崎和行  
梶原誠・上妻廣美・中島秀人・中島真実・永浜三津子  
鎌田正司・瀨脇嘉則

3. 欠席委員 牧瀬一典

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

日程 第7 承認第3号 令和5年度中種子町地籍調査事業による地目変更について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和6年第17回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は2番牧瀬委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、5番田中委員、6番森山委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案につ

いて、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明致します。所有権移転、件数7件、筆数9筆、面積35,904㎡、田2,817㎡、畑33,087㎡。賃貸借件数が1件、筆数3筆、面積5,460㎡、全て畑となります。合計で件数8件、12筆、面積41,364㎡。田が2,817㎡、畑が38,547㎡となっております。これらの件につきましては、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。

(議長)順位1について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)2番牧瀬委員が欠席のため代読いたします。議案第1号順位1について説明致します。去る12月4日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、小字〇〇、地番〇〇-〇、地目田、面積〇〇㎡。譲渡人住所、〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。譲受人は住所、中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が島外居住のため管理不能、譲受人が経営拡大となっております。譲渡人と譲受人は〇〇〇〇です。売買価格は56万円となっております。場所については資料の7ページの左側をお願いします。〇〇〇〇〇〇の入り口から〇道を〇〇〇〇方向へ200m程行くと〇〇橋があります。その橋の下の川を上流に400m程進んで頂き、その進んだ先の左側が申請地となります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後、地域との調和要件に関しましても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議を、宜しく申し上げます。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の13番鎌田委員からの説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番鎌田です。議案第1号順位2について説明いたします。去る12月9日、〇〇〇〇に聞き取り調査と申請地での現地調査を実施し致しました。土地の所在が大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-〇、地目畑、面積〇〇㎡です。譲渡人が住所中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。譲受人が住所中種子町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が相手方の要望で譲受人が経営拡大です。売買価格は120万円となっております。場所については、7ページ右をお願いします。〇道〇〇線、〇〇〇〇手前に〇〇線、〇〇〇〇入り口がありますが、その手前100m、道路沿い西側の〇反畑になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われま。委員の皆様のご審議のほどよろしく願ひ致します。以上です。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の11番中島委員からの説明をお願いします。

(11番委員)11番中島です。議案第1号順位3について説明致します。去る12月8日、譲受

人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致を致しました。土地の所在大字〇〇，字〇〇，地番〇〇，地目畑，面積〇〇㎡です。譲渡人，〇〇市〇〇〇〇目〇番〇号 〇〇〇〇さん，譲受人，住所中種子町〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が島外在住で管理不能で，譲受人が現在耕作中につき購入するものです。売買価格は30万円です。場所については資料の8ページをお願いします。〇〇から〇〇方面に行って200m程走った所を右折し，そこからさらに300m程行った所になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について，担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい，3番鮫島です。議案第1号順位4について説明致します。去る12月8日，譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在大字〇〇，字〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。譲渡人，住所〇〇市〇〇〇〇町〇〇番地〇 〇〇〇〇さん。譲受人，住所中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が島外在住のため管理不能。譲受人が現在耕作中につき購入です。場所については資料の8ページをご覧ください。資料8ページの右側，順位4。〇〇集落に〇〇店があり，その隣に〇〇がございます。それを〇〇〇〇の方へ行くのではなく，人家中を〇〇の登り切り坂の方へ抜ける道がございます。その途中から右の方に行きますと，圃場整備に出る下り道の下があります。その入り口の方に〇〇の〇〇がございます。その隣の畑でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について，担当調査委員の7番中崎委員からの説明をお願いします。

(7番委員)はい，7番中崎です。議案第1号順位5について説明致します。去る12月8日，譲受人〇〇〇〇さんの代理人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致を致しました。土地所在，大字〇〇，小字〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。同字，字〇〇，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。同字，地番〇〇-〇，地目畑，面積〇〇㎡。合計面積で〇〇㎡です。譲渡人は，住所中種子町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん，譲受人は，住所中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請理由は，譲渡人が離農につき売却で，譲受人が農業開始です。売買価格は3筆まとめて135万円です。場所については，資料の10ページをお願いします。〇〇〇〇から〇〇〇〇線を上がっていきまますと〇〇に抜ける道があります。そこを500m程行った所に申請地の〇〇-〇の畑があります。それと，

〇〇〇〇から〇〇の方に上りますと直線があります。その手前から左に入って100m位行った所にあります。元〇〇, 〇〇を作った所です。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願ひします。

(議長) ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に順位6について, 担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員) はい, 3番鮫島です。議案第1号順位6について説明致します。去る12月8日, 譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致を致しました。土地の所在大字〇〇, 小字〇〇, 地番〇〇-〇, 地目畑, 〇〇㎡です。譲渡人, 住所中種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さん, 譲受人, 住所中種子町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請理由は, 譲渡人が〇〇で, 譲受人が〇〇です。場所については10ページをご覧下さい。10ページの順位6, 〇〇集落に, 〇〇〇〇の西側の方に〇〇〇〇という〇〇がございます。その道を南の方に3・400m行くと右に曲がり, 〇〇集落の人家中に入る所です。〇〇〇〇に通じる所の十文字の角の畑です。前, 農業委員会で〇〇〇〇の畑を見たところの反対側でございます。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願ひ致します。以上です。

(議長) ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(9番委員) はい, 9番上妻です。

(議長) 9番委員お願いします。

(9番委員) この売買価格ですけども, ほとんどの土地が1反歩あたり10万から15万円で売買されていますけど, この土地は2反5畝ですが, これは競売かなにかで安くなったのですか。

(議長) 事務局説明をお願いします。

(3番委員) はい。

(議長) 3番委員どうぞ。

(3番委員) 事務局に説明求めていますか, 私ですか。

(議長) 9番委員。

(9番委員) どちらでもいいです。

(議長) 3番委員お願いします。

(3番委員) 売買価格の8万8千円の値段のことですが, これは双方の, 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの相談の中で8万8千円と決めたと聞いております。以上です。

(議長) 事務局, 補足はありませんか。

(事務局) 〇〇〇〇さんが〇〇されるということで, 〇〇するというので, その相手方が〇〇〇〇さんであって, お互いの話し合いでこの金額は決まっています。

(議長) 9番委員お願いします。

(9番委員) 9番です。これは, 両者の話し合いでですか。競売ないですね。

(議 長)事務局長，お願いします。

(事務局長)競売となれば，買受適格証明等により申請が上がってきますので，競売ではなく，お互いの話し合いで価格を決定しての申請となっています。

(議 長)他に質疑・ご意見等ございませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位7について，事務局からの説明をお願いします。

(事務局)はい，議案第1号順位7について説明致します。去る12月5日，譲受人〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在は大字〇〇，字〇〇，地番〇〇，地目畑，面積〇〇㎡。譲渡人住所，〇〇町〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん，譲受人住所，中種子町〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手側の要望で，譲受人が経営拡大となっています。申請地を現在譲受人が耕作中のため購入するものです。売買金額は47万7千円です。場所については，資料の10ページの向かって右側をお願いします。〇〇の十文字から〇道を200m程進み，〇〇町方向に進むと左側に入る道がございます。そこを20m程進んで頂ければ，そこが申請地となります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後，地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願い致します。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位8について，担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい，3番鮫島です。議案第1号順位8について説明致します。去る12月8日，借人 〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在大字〇〇，字〇〇〇〇，地番〇〇，地目畑，面積〇〇㎡。同字，地番〇〇，地目畑，面積2,481㎡。同字，地番〇〇，地目畑，面積〇〇㎡，合計〇〇㎡。貸人住所，中種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん，借人，住所中種子町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が農業開始です。斡旋による賃借です。賃借料は，3筆まとめて31,500円。場所については11ページをご覧下さい。〇〇集落の〇〇道に通じる所に〇〇の〇〇が経営する〇〇があります。その〇〇の1筆挟んで西側の畑になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障がないと思われまます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。

(議 長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については，許可することにご異議はありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって，議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転7件，賃貸借1件については，許可することに決定しました。次に，日程第4，議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1に

ついて事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の12ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。借人 ○○○○○○, 代表 ○○さん, 住所中種子町○○○○番地。貸人, ○○○○さん, 住所○○町○○○○番地。申請地大字○○, 字○○○○番○○, 地目畑, 地積○○㎡, 同字, ○○番○, 地目畑, 地積○○㎡, 字○○, ○○番○, 地目畑, 地積○○㎡, 計で○○㎡となっております。転用目的はその他○○の建築となっております。申請理由は, 年次計画により○○の○○を計画しています。○○の安定確保を図り, ○○の向上に努めているところがあります。○○の○○との連携, 作業の流れ, 導線, ○○の移動の○○など総合的に判断した結果統治が適切であると判断としています。土地利用規制等につきましては都市計画区域内の農振農用地内第2種農地, その他の農地と考えます。農振農用地内ではありますが, 用途区分は変更してあります。農業用施設への変更は完了してあります。棟数・面積等につきましては, ○○・○○で○○㎡となっております。金融機関の融資証明書も提出されており実現性有りと思われれます。委員の皆さんのご審議をお願い致します。

(議長) 順位1について, 担当調査員の11番中島委員からの説明をお願いします。

(11番委員) はい, 11番中島です。議案第2号, 農地法第5条申請順位1について説明致します。この案件につきましては, 先般12月11日午前9時30分より会長, 中崎委員, 松原推進委員, 申請人の○○の代表である○○○○さん, 事務局, 立ち会いの下, 現地調査を実施いたしました。場所は, 今ある○○さんの○○の真横のところになります。申請人は○○業を営んでおります。事業拡大に伴い国の事業を利用し, 5年計画で○○・○○・○○を○○する計画をしています。既存の○○では不足することから新しく○○と○○を建設しようとするものです。他に代替地の検討をしましたが, 既存の○○と隣接しており, 作業の効率を考え申請地を設定しております。資金については金融機関の融資証明が提出され, また被害防除計画書及び誓約書も添付されています。現地で検討した結果, 支障は無いと思われれます。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

(議長) ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長) これから, 審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については, 許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって, 議案第2号「農地法第5条申請について」は, 許可することに決定しました。次に, 日程第5, 承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の13ページをお開きください。承認第1号, 農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和6年12月31日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更につきましては, 件数5件, 筆数9筆, 変更面積24,

222㎡、契約年数は5年から10年の合意解約となります。詳細につきましては、資料の16ページから20ページに添付してありますのでご覧ください。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の21ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和6年12月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転6件、貸借権9件、筆数25筆、面積68,353㎡の農用地利用の集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の28ページから46ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○番〇〇委員の退室をお願いします。

(議長)これから、所有権移転順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位1については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の所有権移転順位1は、承認することに決定しました。〇〇委員の入室をお願いします。

(議長)引き続き、所有権移転順位2から貸借権順位15についての審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号所有権移転順位2から貸借権順位15については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の所有権移転順位2から貸借権順位15については、承認することに決定しました。次に日程第7、承認第3号「令和5年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)資料の47ページをお願いします。承認第3号令和5年度中種子町地籍調査事業

による地目変更について説明致します。この案件につきましては、税務課地籍調査係より国土調査法により地籍調査を実施した結果の地目変更についての通知照会があり、確認を実施した案件となっております。48ページから97ページまで農地から農地以外になったものが463筆、調査後の面積が302,933㎡、農地以外から農地になったものが25筆、調査後の面積が87,842㎡となっております。地区につきましては、大字坂井の一部となっております。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議 長)担当調査員の12番永浜委員からの説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。承認第3号「令和5年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」説明いたします。この案件につきましては、先般12月11日午前10時00分より会長、森山委員、八汐推進委員、税務課地籍調査係の職員、事務局の立ち会いの下、現地調査を実施いたしました。調査の結果48ページから97ページに記載されている地目の変更については、地籍調査のとおりであることを確認しました。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議 長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については、承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「令和5年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」は、承認することに決定しました。

(議 長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年第17回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。